

平成30年 No.33

○東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程の一部を改正する規程

改正理由

連携コースに特別支援教育特別専攻科学生の登録を可能とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 30 年 11 月 14 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年11月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第24号

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程（平成30年規程第3号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程の一部改正について

改正理由：連携コースに特別支援教育特別専攻科学生の登録を可能とすることに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （プロジェクトの目的） 第2条 プロジェクトは，本学又は本学と教員養成高度化連携協定（以下「協定」という。）を締結した大学から推薦された教職への意欲の高い適性を有する<u>学生</u>に対し，東京学芸大学大学院教育学研究科教職大学院の課程（以下「教職大学院」という。）での高度専門職養成に備えた接続プログラムを受講させることで，教員養成の高度化のための事前教育を進め，<u>教職への意欲の高い適性を有する学生</u>の資質向上と教職大学院への効果的な接続を図ることを目的とする。 〔省略〕 （対象とする学生） 第6条 養成コース及び連携コースに登録することができる学生は，次の各号に該当する者とする。 (1) 養成コースに登録することができる学生は，教員志望が明確で，教職大学院への進学を希望する本学の学部3年生とする。 (2) 連携コースに登録することができる学生は，本学<u>若しくは</u>連携協定校から推薦された学部3年生若しくは4年生<u>又は本学特別支援教育特別専攻科学生</u>とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成30年11月15日から施行する。</u>	〔省略〕 （プロジェクトの目的） 第2条 プロジェクトは，本学又は本学と教員養成高度化連携協定（以下「協定」という。）を締結した大学から推薦された教職への意欲の高い適性を有する<u>学部生</u>に対し，東京学芸大学大学院教育学研究科教職大学院の課程（以下「教職大学院」という。）での高度専門職養成に備えた接続プログラムを受講させることで，教員養成の高度化のための事前教育を進め，<u>学部生</u>の資質向上と教職大学院への効果的な接続を図ることを目的とする。 〔省略〕 （対象とする学生） 第6条 養成コース及び連携コースに登録することができる学生は，次の各号に該当する者とする。 (1) 養成コースに登録することができる学生は，教員志望が明確で，教職大学院への進学を希望する本学の学部3年生とする。 (2) 連携コースに登録することができる学生は，本学<u>又は</u>連携協定校から推薦された学部3年生若しくは4年生とする。 〔省略〕